

資料2－1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月	フィルター捕集－質量法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定法

備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に残される粒子をいう。

資料2－2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月	同上

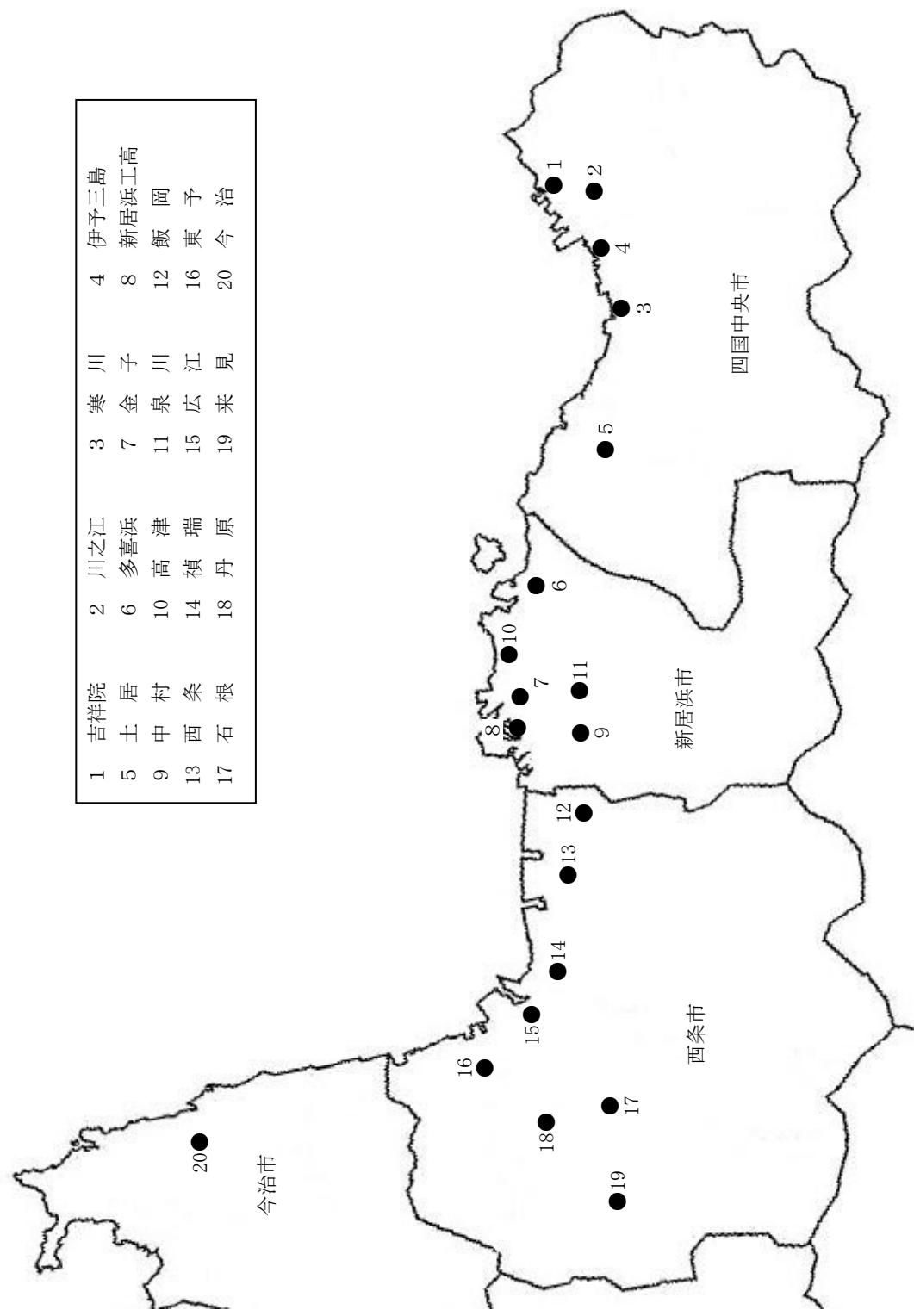
備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

資料2－3 環境基準による大気汚染の評価方法

物 質	環境基準による評価方法	
	長期的評価	短期的評価
二酸化硫黄	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に關係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に關係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に關係なく環境基準非達成である。
備考	1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が6,000時間以上の場合を対象とする。 3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。 4 日平均値の2%除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の2%に当たる7日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から8番目の値となる。）	

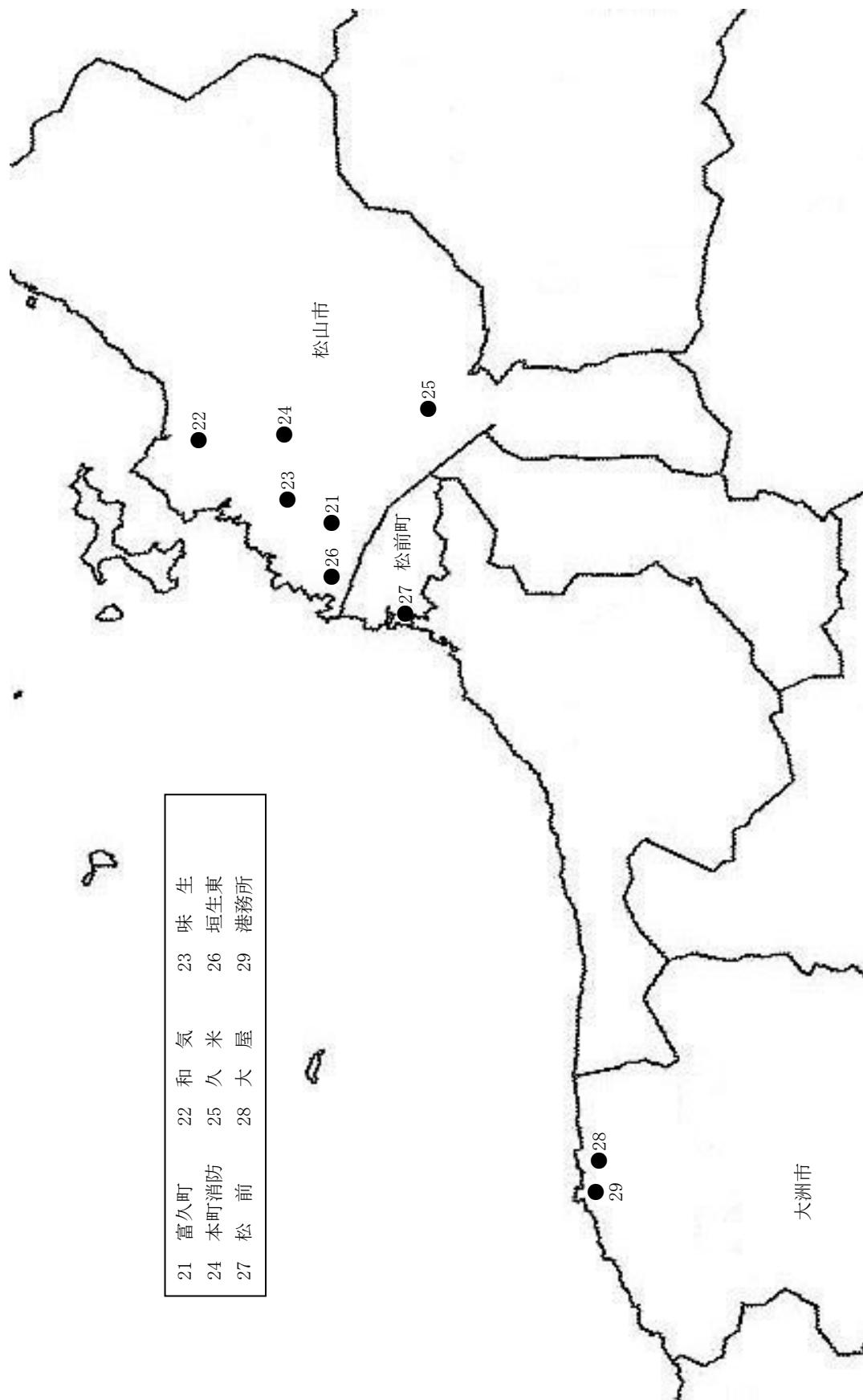
物 質	環境基準による評価方法
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
微小粒子状物質	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であれば環境基準達成である。
備考	二酸化窒素及び微小粒子状物質については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間98%値とは、年間に得られた日平均値（20時間以上測定の日）を対象とする。の低い方から98%に相当する日平均値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、356日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。） また、微小粒子状物質に係る年平均値とは、年間に得られた日平均値（20時間以上測定の日を対象とする。）の総和を測定日数で除した値をいう。

資料2-4 大気汚染常時監視測定局配置図
【東予地域】



【中予地域】

21 富久町	22 和氣	23 味生
24 本町消防	25 久米	26 垣生東
27 松前	28 大屋	29 港務所



資料2－5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町名	番号	局名	項目数	SO ₂	SPM	WD	WV	T	H	SS	AP	NO	NO ₂	THC	CH ₄	NMHC	CO	TM
四国中央市	1	吉祥院	4	○	○	○	○					○	○				○	○
	2	川之江	10	△	△	○	○					○	○				○	○
	3	寒川	4	△	△	△						○	○				○	○
	4	伊予三島	10	○	○	○	○					○	○				○	○
	5	土居	4	○	○	○	○					○	○				○	○
	6	金子	14	○	○	○	○					○	○				○	○
新居浜市	7	新居浜工高	4	○	○	○	○					○	○				○	○
	8	中村	11	○	○	○	○					○	○				○	○
	9	高津	10	△	△	△	△					△	△				△	△
	10	泉川	8			△	△					△	△				△	△
	11	多喜浜	4	△	△	△	△					○	○				○	○
西条市	12	飯岡	4	○	○	○	○					○	○				○	○
	13	西条	10	○	○	○	○					○	○				○	○
	14	楨端	4	△	△	△	△					○	○				○	○
	15	広江	4	△	△	△	△					○	○				○	○
	16	東予	10	○	○	○	○					○	○				○	○
	17	石根	4	○	○	○	○					○	○				○	○
	18	丹原	4	○	○	○	○					○	○				○	○
	19	来見	4	△	△	△	△					○	○				○	○
	20	今治	1	△														
	21	富久町	10	△	△	△	△					△	△				△	△
松山市	22	和氣	6	△	△	△	△					△	△				△	△
	23	味生	6	△	△	△	△					△	△				△	△
	24	本町消防	1															
	25	久米	11	△	△	△	△					△	△				△	△
	26	壇生小学校	11	△	△	△	△					△	△				△	△
松前町	27	松前	4	○	○	○	○					○	○					
	28	大屋	4	○	○	○	○					○	○					
	29	港務所	4	△	△	△	△					○	○					
合 計			185	27	26	27	27	1	1	1	1	13	13	11	11	11	4	25

SO₂ : 二酸化硫黄 SS : 日射量 NO₂ : 二酸化窒素 CH₄ : メタン
 SPM : 浮遊粒子状物質 AP : 気圧 0X : 光化学オキシダント NMHC : 非メタン炭化水素
 WD : 風向 H : 湿度 NO : 一酸化窒素 THC : 総炭化水素 CO : 一酸化炭素

TM : テレメータ

○ : 県設置

△ : 市町設置

資料2-6 主要道路近傍一酸化炭素測定結果

(平成21年度)

市町名	道路名	測定結果 (単位: ppm)		
		1時間値の最低値～最高値	日平均値	
四国中央市	国道11号	0.2～0.6	0.3	
新居浜市	"	0.3～0.6	0.5	
西条市	"	0.1～0.5	0.2	
今治市	国道196号	0.2～0.4	0.3	
砥部町	国道33号	0.2～0.7	0.4	
大洲市	国道56号	0.3～1.3	0.5	
八幡浜市	国道197号	0.2～0.7	0.4	
宇和島市	国道56号	0.2～0.7	0.3	

資料2-7 一酸化炭素測定結果

(平成21年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	1時間値が30ppm以上となる時間が数とその割合	1時間値の最高値	1時間値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
新居浜市	中村	未	361	8639	0.3	0	0.0	0	0.0	0	4.5	0.5
松山市	本町消防	商	364	8643	0.3	0	0.0	0	0.0	0	2.2	0.6
久米	商	363	8650	0.7	0	0	0.0	0	0.0	0	3.3	1.1
	垣生小学校	準工	353	8450	0.4	0	0	0	0.0	0	1.8	0.7

資料2-8 降下ばいじん測定結果

(平成21年度)

市名	測定地点	用途地域	年平均値 (t/km ² /月)
四国中央市	浜田公会堂	工	2.3
	金生公民館	住	2.0
	松柏小学校	住	1.9
今治市	市立常盤小学校	住	2.7
	枝姫児童館	住	2.4

※ デボジットケージ法による

資料2－9 平成21年度有害大気汚染物質調査結果

物 質 名	単 位	測 定 結 果		環境基準値 (年平均値)
		新居浜市	宇和島市	
ベンゼン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	1.3	0.87	3
トリクロロエチレン		0.076	0.027	200
テトラクロロエチレン		0.11	0.039	200
ジクロロメタン		0.45	0.39	150
クロロホルム		0.088	0.11	18 (指針値)
1, 2-ジクロロエタン		0.19	0.12	1.6 (指針値)
アクリロニトリル		0.11	0.0080	2 (指針値)
塩化ビニルモノマー		0.23	0.049	10 (指針値)
1, 3-ブタジエン		0.12	0.063	2.5 (指針値)
ホルムアルデヒド		0.70	0.86	
アセトアルデヒド		1.0	0.72	
ニッケル化合物	$\text{n g}/\text{m}^3$	4.7	2.9	25 (指針値)
ベリリウム及びその化合物		0.060	0.030	
マンガン及びその化合物		23	8.8	
クロム及びその化合物		2.8	2.1	
ヒ素及びその化合物		2.3	0.63	6 (指針値)
水銀及びその化合物		2.4	2.1	40 (指針値)
ベンゾ[a]ピレン		0.11	0.072	

資料2－10 大気環境中重金属調査結果

(単位 : ng/m³)

調査地点	調査月	ニッケル化合物	ベリリウム化合物 及びその化合物	マンガン及 びその化合物	クロム及び その化合物	ヒ素及び その化合物	鉛及びその 化合物	カドミウム及 びその化合物
四国中央市（上分小学校）	8 , 2	<4. 0	<0. 10	17~18	<4. 0	<0. 20~0. 89	9. 0~16	0. 62~1. 1
新居浜市（今治特別支援学校新居浜分校）	毎月	<4. 0~17	<0. 10~0. 16	4. 5~62	<4. 0~6. 8	<0. 20~7. 4	<6. 2~45	<0. 52~5. 6
西条市（新居宇摩農業協同組合）	毎月	<4. 0~19	<0. 10~0. 26	5. 7~160	<4. 0~15	<0. 20~31	<6. 2~120	<0. 52~51
西条市（西条市児童公園）	毎月	<4. 0~18	<0. 10~0. 34	6. 5~130	<4. 0~8. 6	<0. 20~20	<6. 2~75	<0. 52~25
松山市（県生活保健ビル）	8 , 2	<4. 0	<0. 10	19~22	<4. 0	<0. 20~0. 53	12~13	<0. 52~1. 2
宇和島市（県南予地方局）	毎月	<4. 0~14	<0. 10~0. 12	<2. 0~19	<4. 0~6. 0	<0. 20~2. 0	<6. 2~13	<0. 52

注 調査結果は最小値～最大値。

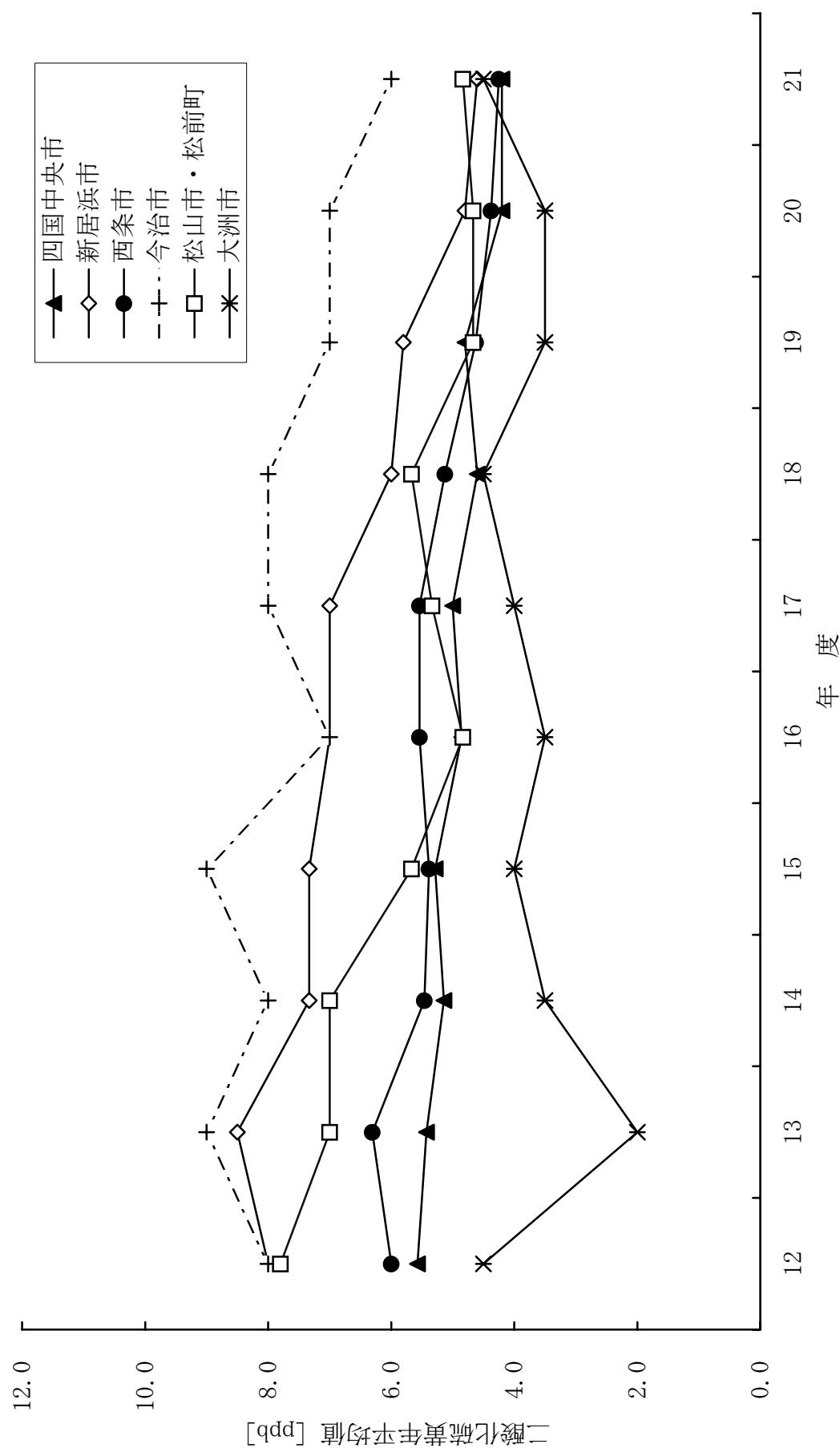
資料2－11 二酸化硫黄測定結果

(平成21年度)

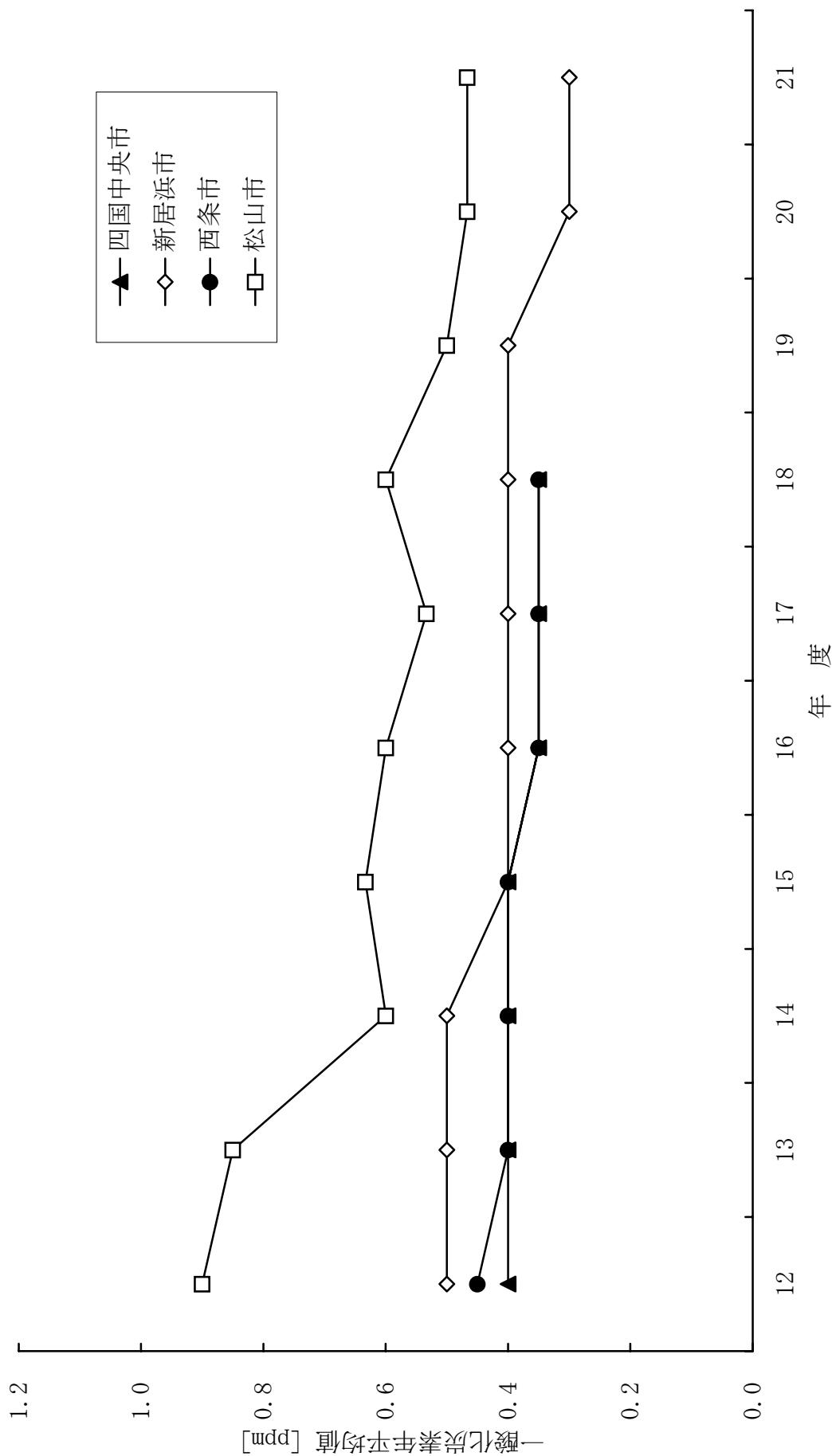
市町名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合 (%)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合 (%)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
四国中央市	吉祥院	86	商	357	8621	0.005	0	0	0	0.020	0.010	○
	川之江	86	未	365	8697	0.005	0	0	0	0.038	0.009	○
	寒川	86	未	363	8694	0.001	0	0	0	0.010	0.002	○
	伊予三島	86	住	363	8713	0.006	0	0	0	0.066	0.011	○
	土居	100	未	365	8731	0.004	0	0	0	0.020	0.009	○
	金子	85	住	364	8727	0.005	0	0	0	0.031	0.010	○
	新居浜工高	85	住	219	5240	0.008	0	0	0	0.050	0.013	○
	中村	85	未	365	8675	0.002	0	0	0	0.034	0.005	○
	高津	85	未	365	8727	0.003	0	0	0	0.015	0.006	○
	多喜浜	85	住	365	8726	0.005	0	0	0	0.044	0.010	○
西条市	飯岡	85	未	365	8724	0.005	0	0	0	0.091	0.012	○
	西条	85	住	360	8590	0.003	0	0	0	0.031	0.008	○
	禎瑞	85	他	365	8725	0.005	0	0	0	0.024	0.009	○
	広江	87	未	362	8665	0.004	0	0	0	0.022	0.008	○
	東予	87	住	365	8729	0.005	0	0	0	0.024	0.010	○
	石根	87	未	359	8612	0.002	0	0	0	0.028	0.005	○
	丹原	100	未	365	8707	0.005	0	0	0	0.022	0.009	○
	来見	100	未	362	8691	0.005	0	0	0	0.040	0.010	○
	今治	84-2	住	365	8598	0.006	0	0	0	0.046	0.013	○
	富久町	84	未	360	8591	0.004	0	0	0	0.063	0.010	○
松山市	和氣	84	未	362	8622	0.003	0	0	0	0.031	0.007	○
	味生	84	住	363	8636	0.006	0	0	0	0.061	0.015	○
	久米	84	商	362	8614	0.002	0	0	0	0.025	0.005	○
	垣生小学校	84	準工	360	8602	0.008	4	0	0	0.152	0.021	○
大洲市	松前町	84	未	365	8726	0.006	0	0	0	0.055	0.012	○
	大屋	100	未	222	6028	0.004	0	0	0	0.031	0.009	○
港務所	100	未	175	4264	0.005	0	0	0	0.022	0.009	○	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2-12 地域別二酸化硫黄濃度経年変化（年平均値）



資料 2-13 地域別一酸化炭素濃度経年変化（年平均値）



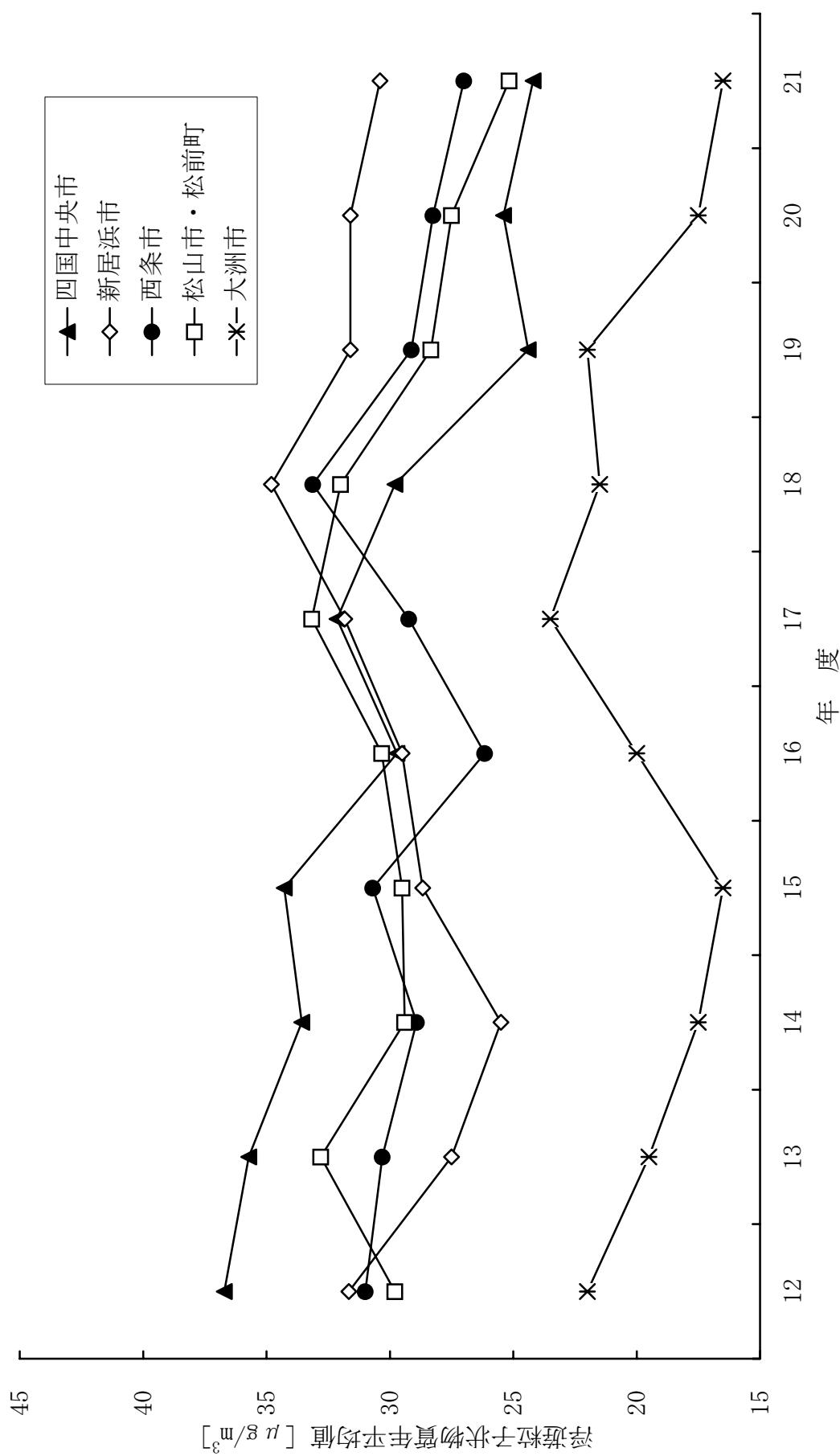
資料2-14 浮遊粒子状物質測定結果

(平成21年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	1時間値の 最高値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数		
										(有×・無○)	(日)	
四国中央市	吉祥院	商	359	8628	0.016	8	0.1	1	0.3	0.304	0.040	○
	川之江	未	356	8580	0.033	10	0.1	1	0.3	0.544	0.063	○
	寒川	未	256	6255	0.029	7	0.1	1	0.4	0.330	0.065	○
	伊予三島	住	364	8718	0.023	10	0.1	1	0.3	0.595	0.062	○
新居浜市	土居	未	364	8710	0.020	0	0.0	0	0.0	0.196	0.043	○
	金子	住	365	8727	0.035	11	0.1	1	0.3	0.585	0.071	○
	新居浜工高	住	213	5125	0.028	0	0.0	0	0.0	0.108	0.053	○
	中村	未	359	8643	0.022	3	0.0	0	0.0	0.247	0.053	○
西条市	高津	未	359	8601	0.031	9	0.1	1	0.3	0.521	0.059	○
	多喜浜	住	363	8696	0.036	11	0.1	1	0.3	0.540	0.071	○
	飯岡	未	365	8716	0.026	8	0.1	1	0.3	0.587	0.058	○
	西条	住	364	8722	0.033	10	0.1	1	0.3	0.613	0.061	○
東予	楨端	他	365	8724	0.024	8	0.1	1	0.3	0.553	0.052	○
	広江	未	354	8414	0.029	0	0.0	0	0.0	0.175	0.063	○
	東予	住	365	8727	0.023	8	0.1	1	0.3	0.542	0.051	○
	石根	未	362	8691	0.031	8	0.1	2	0.6	0.549	0.067	○
松山市	丹原	未	365	8717	0.028	8	0.1	1	0.3	0.582	0.059	○
	来見	未	364	8717	0.022	8	0.1	1	0.3	0.572	0.049	○
	富久町	未	362	8663	0.024	13	0.2	1	0.3	0.720	0.055	○
	和氣	未	362	8669	0.028	11	0.1	1	0.3	0.622	0.058	○
大洲市	味生	住	363	8670	0.028	8	0.1	1	0.3	0.585	0.058	○
	久米	商	357	8564	0.015	7	0.1	1	0.3	0.385	0.037	○
	垣生小学校	準工	360	8651	0.026	8	0.1	1	0.3	0.559	0.054	○
	松前町	未	359	8593	0.030	7	0.1	1	0.3	0.421	0.057	○
港務所	大屋	未	322	7940	0.015	12	0.2	0	0.0	0.334	0.038	○
	港務所	未	219	5293	0.018	2	0.0	0	0.0	0.399	0.039	○

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連續した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料2-15 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化(年平均値)



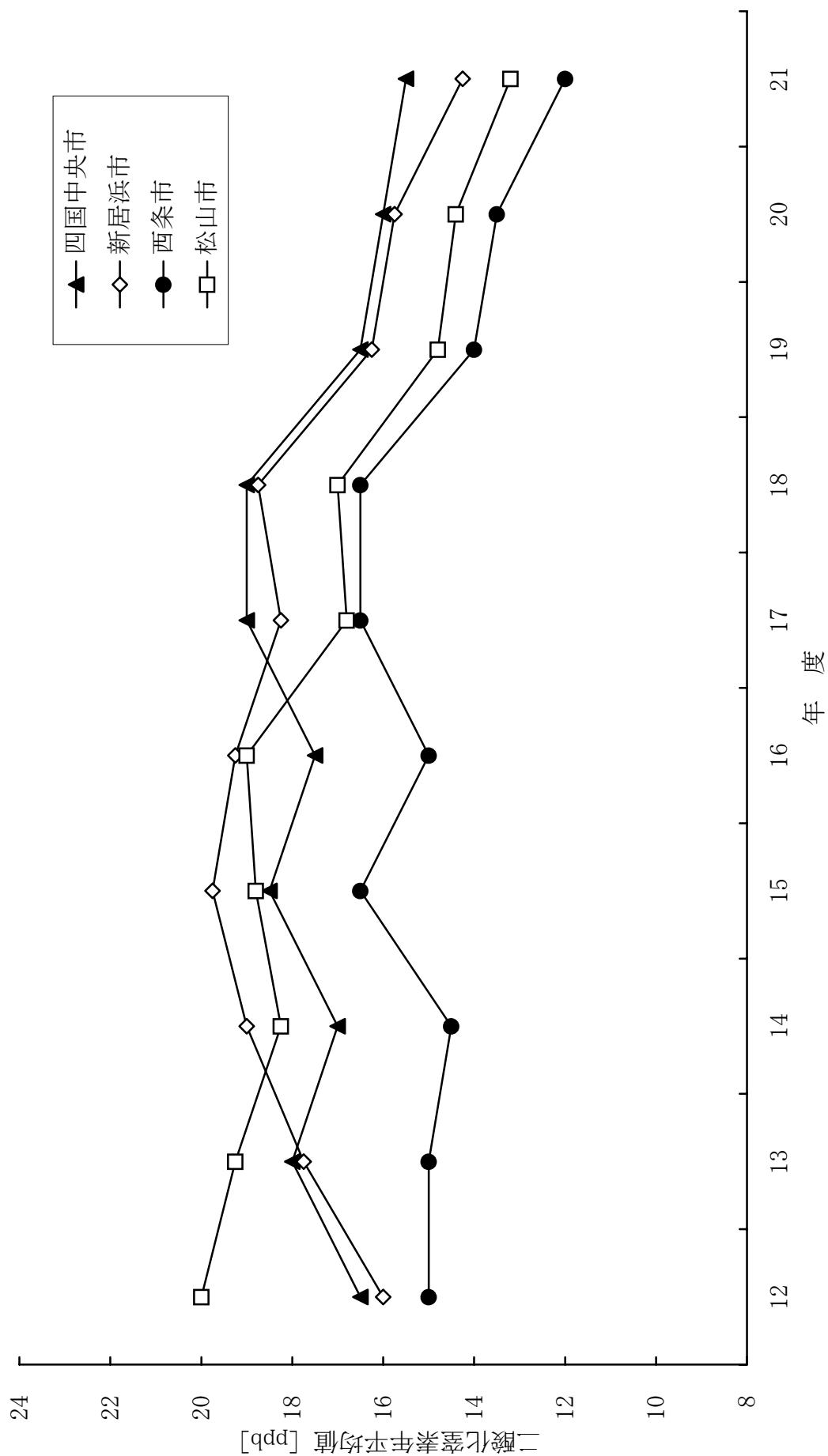
資料2－16 売素酸化物測定結果

(平成21年度)

市名	測定局	一酸化塗素 (NO)						二酸化塗素 (NO ₂)						塗素酸化物 (NO _x)							
		有効測定日数	用途地域	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	1時間値の最高値	0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下とその割合	日平均値が超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	年平均値	1時間値の最高値	年平均値	日平均値の年間98%値	年平均値	NO ₂ /NO _x		
四国中央市	川之江	未	365	8726	0.007	0.125	0.022	0.018	0.096	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.034	0	0.025	0.194	0.055	73.0
	伊予三島	住	364	8723	0.004	0.122	0.017	0.013	0.071	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.031	0	0.018	0.180	0.047	76.2
	金子	住	364	8709	0.005	0.123	0.024	0.016	0.078	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.036	0	0.021	0.162	0.056	74.6
	中村	未	362	8690	0.007	0.121	0.027	0.015	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	0.023	0.149	0.054	68.3
	高津	未	362	8654	0.002	0.083	0.009	0.012	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.014	0.118	0.034	87.4
	泉川	住	363	8665	0.004	0.108	0.022	0.014	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0	0.018	0.137	0.049	79.1
新居浜市	西条	住	362	8681	0.005	0.107	0.017	0.014	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	0.020	0.148	0.046	72.4
	東予	住	357	8523	0.002	0.065	0.008	0.010	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.011	0.114	0.030	86.4
	富久町	未	317	7624	0.002	0.138	0.011	0.011	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	0.013	0.188	0.030	87.8
	和気	未	363	8632	0.005	0.132	0.022	0.013	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0	0.019	0.183	0.049	72.0
	味生	住	363	8635	0.003	0.108	0.013	0.012	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	0.014	0.150	0.032	81.4
	久米	商	352	8496	0.006	0.114	0.021	0.017	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.023	0.147	0.043	73.1
松山市	垣生小学校	準工	355	8519	0.003	0.165	0.013	0.013	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.016	0.181	0.036	80.5
	備考																				

† 98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料 2-17 地域別二酸化窒素濃度経年変化（年平均値）

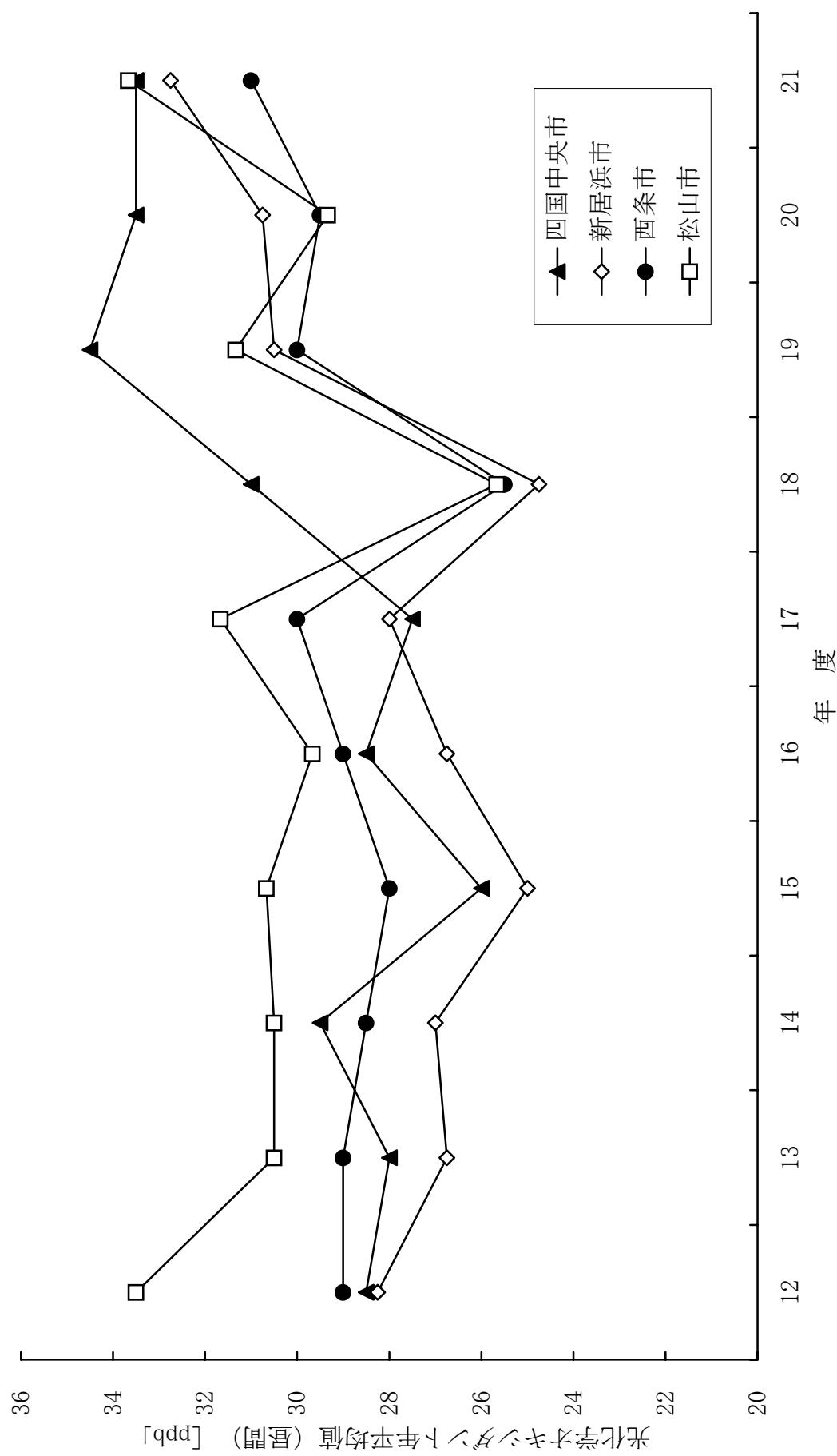


資料2－18 光化学オキシダント測定結果

(平成21年度)

市町名	測定局	用途地域	測定日数	昼 間 測定時間	昼 間 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数とその時間数	昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数とその時間数	昼間の 1時間値 の最高値 の年平均値	昼間の 1時間値 の最高値 の年平均値	
四国中央市	川之江	未	365	5410	0.032	114	455	0	0.116	0.050
	伊予三島	住	365	5402	0.035	123	625	0	0.112	0.053
新居浜市	金子	住	363	5365	0.029	59	219	0	0.095	0.044
	中村	未	364	5376	0.029	112	489	0	0.106	0.049
高津	高津	未	362	5371	0.035	147	823	2	0.127	0.055
	泉川	住	356	5305	0.038	165	1021	2	0.129	0.060
西条市	西条	住	363	5377	0.031	73	295	0	0.114	0.048
	東予	住	365	5430	0.031	54	180	0	0.084	0.046
松山市	富久町	未	365	5383	0.034	104	493	0	0.107	0.051
	久米	商	365	5388	0.029	77	346	0	0.100	0.045
	垣生小学校	準工	365	5378	0.038	135	784	0	0.118	0.056

資料2-19 地域別光化学オキシダント濃度経年変化(年平均値(昼間))

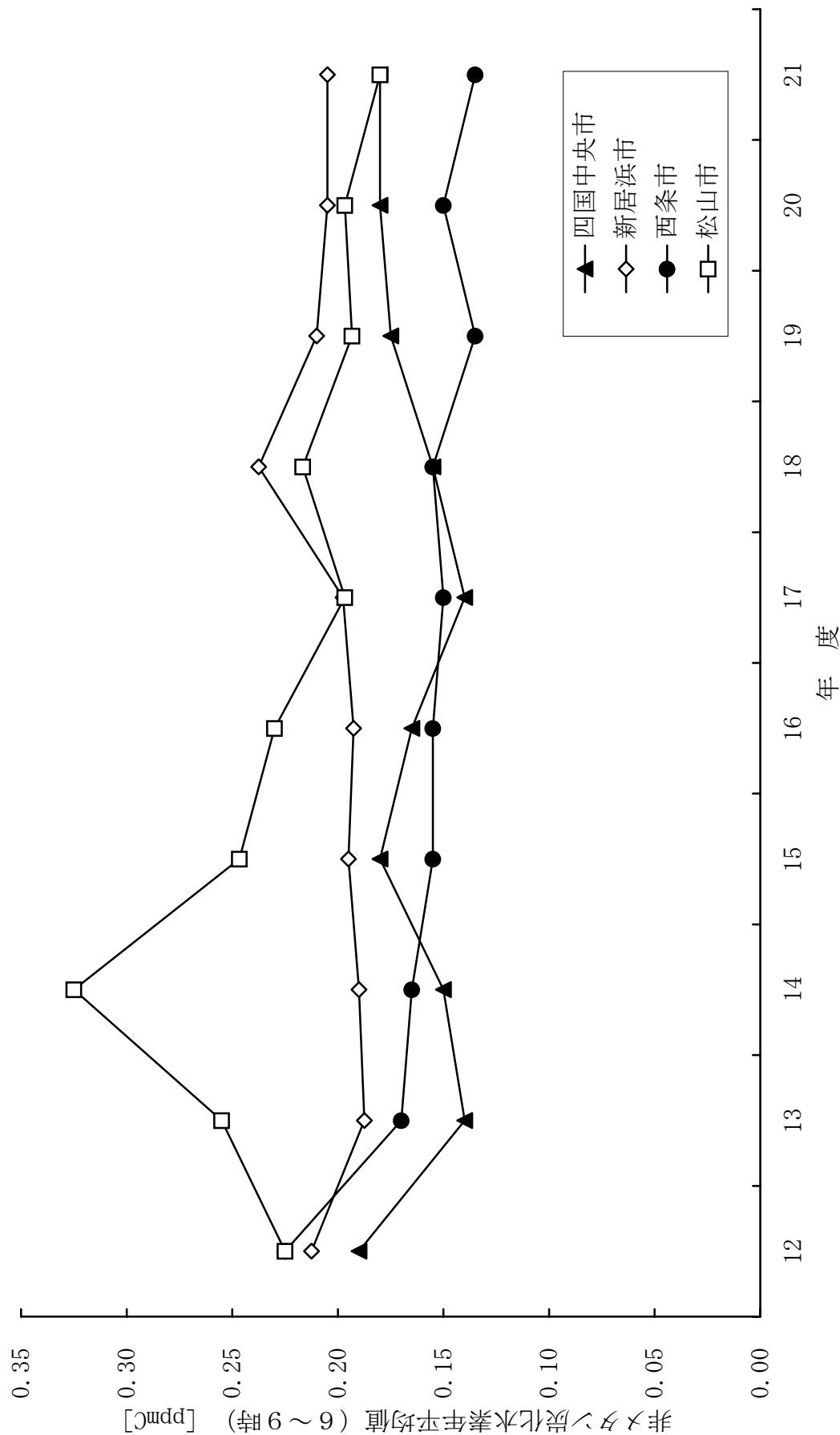


資料2－20 非メタン炭化水素測定結果

(平成21年度)

市町名	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時 における年 平均値 (日)	3時間平均値 (ppmC)	6～9時 3時間平均値 が0.20ppmCを超えた 最高値 (ppmC)	6～9時 3時間平均値 が0.20ppmCを超えた 日数とその割合 (日)	6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合 (日)	
									(%)	(%)
四国中央市	川之江	未	8583	0.11	0.10	362	0.40	0.02	11	3.0
	伊予三島	住	8717	0.24	0.26	363	0.67	0.10	276	76.0
金子	住	8719	0.28	0.32	365	0.98	0.12	305	83.6	150
	中村	未	8571	0.15	0.18	360	0.49	0.04	109	30.3
新居浜市	高津	未	8657	0.09	0.11	364	0.54	0.01	22	6.0
	泉川	住	8664	0.18	0.21	365	0.91	0.04	152	41.6
西条市	西条	住	8427	0.17	0.16	349	0.64	0.06	58	16.6
	東予	住	8568	0.10	0.11	360	0.38	0.04	13	3.6
松山市	富久町	未	7957	0.17	0.18	337	0.44	0.03	107	31.8
	久米	商	8080	0.20	0.22	343	0.65	0.06	177	51.6
	垣生小学校	準工	8530	0.11	0.14	359	0.47	0.01	66	18.4
									10	2.8

資料2-21 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化（年平均値（6～9時））



資料2-22 愛媛県における近年の光化学スモッグ注意報発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント最高濃度(p p m)
平成2年	6月7日	東予市	15:00~20:00	0. 137
		川之江市	16:00~19:00	0. 131
	8月7日	西条市	16:00~18:00	0. 120
		東予市	17:00~18:00	0. 128
	8月26日	新居浜市	15:00~17:00	0. 121
平成5年	8月31日	新居浜市	16:00~19:00	0. 141
平成6年	7月21日	伊予三島市	17:00~18:00	0. 120
		新居浜市	17:00~19:00	0. 121
平成9年	6月13日	新居浜市	16:00~17:00	0. 127
	7月22日	新居浜市	17:00~20:00	0. 134
	7月23日	新居浜市	17:00~20:00	0. 128
平成10年	8月23日	新居浜市	14:00~17:00	0. 137
平成11年	6月6日	伊予三島市	16:00~19:00	0. 128
平成15年	5月23日	松山市	18:00~19:00	0. 121
平成16年	6月4日	松山市	18:00~19:00	0. 121
平成19年	5月9日	新居浜市	12:00~19:00	0. 139
		四国中央市	14:00~19:00	0. 135
	5月27日	四国中央市	14:00~20:00	0. 129
		松山市	15:00~19:00	0. 136
		新居浜市	16:00~20:00	0. 136
平成20年	9月12日	新居浜市	18:00~19:00	0. 125
平成20年	5月26日	新居浜市	17:00~19:00	0. 123
平成21年	6月25日	新居浜市	17:00~19:00	0. 127
	8月18日	新居浜市	17:00~18:00	0. 120
	8月19日	新居浜市	16:00~19:00	0. 129

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料2-23 大気汚染防止のための規制の概要

種類	排出基準等						直罰適用	
	大気汚染防止法			県公害防止条例				
	基準	特別排出基準	基準設定方式	上乗せ	横だしすそのばし	総量規制		
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K値	無	有有	有	
		総量規制(指定地域)						
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	
特定有害物質		未指定			無		無	
特定物質		事故時規制			無	有無	無	
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無		無	
		排出等作業の基準			無		無	
指定物質		全国一律	無	濃度	無		無	

資料2-24 大気汚染防止法による排出基準

○硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市	新居浜市 旧西条市	旧東予市 旧小松町	旧今治市	旧松山市 松前町	その他
K値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 新居浜市及び旧西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

○ばいじんの排出基準

施設の種類(ボイラ、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準(g/Nm ³)
ボイラ(重油その他 の液体燃料を専焼させ るもの並びにガス及び 液体燃料を混焼させ るもの)	排ガス量が20万Nm ³ /h以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ /h以上20万Nm ³ /h未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上4万Nm ³ /h未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	0.30

○窒素酸化物の排出基準

施設の種類(ボイラ、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準(ppm)
ボイラ(液体燃料を燃焼させるもの)	排ガス量が50万Nm ³ /h以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上50万Nm ³ /h未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料2-25 県条例による上乗せ排出基準

番号	区域	ばい煙発生施設		大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質	許容限度 (単位温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m ³ につきmg)
		種類	規模		
1	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓亭、鳥帽子形、長川山、ナモト、森ヶ崎、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 (3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 (4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸收施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3t以上であること。 原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	塩素	20
2	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓亭、鳥帽子形、長川山、ナモト、森ヶ崎、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 (3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 (4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸收施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3t以上であること。 原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	塩化水素	50

3	新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓茅、鳥帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。) 及び西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町本町明屋敷、港、栄町、神拝、喜多川、樋之口、古川、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙(1番地から 123 番地までの区域を除く。) 中西、安知生、洲之内、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、櫛木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、氷見丙、明理川、石田石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町(新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。並びに丹原町願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。) に限る。) の区域	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほこる石又は珪化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 500 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200KVA 以上であること。		
		磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)	原料として使用する磷鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 500 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200KVA 以上であること。	弗素、弗化水素及び弗化珪素	8.0
		弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が 10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kw 以上であること。		
		トリポリ磷酸ナトリウムの製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 500 以上であること。		
		アルミニウムの製錬の用に供する電解炉(弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。)	電流容量が 30KA 以上であること。	弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0

(平成21年度末現在)

ばい煙発生施設市町別届出数 資料 2-26

資料2-27 挥発性有機化合物排出施設市町別届出数

(平成22年3月末現在)

項番号 及び 施設名 市町名	塗装施設	2	3	4	7	9	事業場数
		する塗装の乾燥用施設	する乾燥用施設	着製はく離紙等の乾燥に係る接続施設	のグラビア印刷用供する乾燥施設	貯蔵タンク	
四国中央市				11	2		13
新居浜市				1		4	5
西条市	1						3
今治市			4				1
上島町						6	10
東温市							3
久万高原町							
伊予市							
松前町							
砥部町							
内子町							
大洲市							
八幡浜市							
伊方町							
西予市							
宇和島市							
鬼北町							
松野町							
愛南町							
合計		1	4	12	2	10	29
							11

資料2-28

一般粉じん発生施設市町別届出数

(平成21年度末現在)

区分	施設名	大気汚染防止法 施設数						県公害防止条例 施設数						事業所数								
		鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	パケッタ コンベア	破碎機 摩碎機	ふるい 機	小 計	事業所数	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	皮はぎ、 碎木機、 帶のこ のこくず 又はチツ ブ堆積場	500m ² 以上 1,000m ² 未満	7.5km以上 0.75km未満	500m ² 以上 0.5m以上	7.5km以上 0.5m以上	小 計						
市町村名	1,000m ² 以上	巾0.75m 以上	容量0.03m ³ 以上	75kW以上	15kW以上	9	1	59	0	10	4	48	27	5	84	24	143	0	34	0		
四国中央市	7	42	-	-	-	9	1	59	0	10	4	48	27	5	84	24	143	0	34	0		
新居浜市	33	11	105	9	0	8	12	158	20	8	2	2	178	19	5	204	15	362	20	23	2	
西条市	28	4	92	14	4	1	23	26	173	19	13	2	11	223	49	2	285	39	458	19	52	2
今治市	27	81	-	-	-	16	16	140	0	20	16	16	125	21	162	40	302	0	60	0	0	
上島町	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	2	-	1	1	3	2	3	0	2	0	0	
東温市	10	109	-	-	-	42	29	190	0	8	-	-	175	1	1	176	8	366	0	16	0	
久万高原町	5	9	-	-	-	14	7	35	0	3	2	2	43	-	-	45	6	80	0	9	0	
伊予市	3	5	1	-	-	2	11	0	4	2	2	10	5	-	5	17	8	28	0	12	0	
松前町	6	8	2	-	-	2	16	2	8	1	6	21	-	-	27	9	43	2	17	1	1	
砥部町	3	-	-	-	-	3	0	2	-	-	1	1	-	1	2	2	5	0	4	0	0	
内子町	2	26	-	-	-	10	4	42	0	9	1	47	5	1	54	12	96	0	21	0	0	
大洲市	5	26	-	-	-	11	5	47	0	7	7	49	14	2	72	21	119	0	28	0	0	
八幡浜市	4	-	-	-	-	4	0	2	-	-	8	3	-	11	5	15	0	7	0	0	0	
伊方町	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	2	-	-	2	1	2	0	1	0	0	0	
西予市	5	51	-	-	-	14	14	84	0	5	2	54	8	64	15	148	0	20	0	0	0	
宇和島市	13	34	-	-	-	9	4	61	0	13	4	32	2	38	7	99	0	20	0	0	0	
鬼北町	1	6	-	-	-	2	9	0	2	-	23	2	-	25	4	34	0	6	0	0	0	
松野町	1	7	-	-	-	4	3	15	0	1	2	9	-	11	1	26	0	2	0	0	0	
愛南町	2	18	-	-	-	6	7	33	0	2	1	11	-	12	5	45	0	7	0	0	0	
合計	155	15	619	25	6	1	170	130	1080	41	117	5	62	1059	158	15	1294	224	2374	41	341	5

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、パケットコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

資料2-29 緊急時発令基準

区分	汚染物質別発令基準					解除基準
	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	
前日予報						一の発令地域内すべての基準欄に掲げる各区分別の汚染物質濃度が、左欄に記載する基準値を下まわること、かつ、気象条件が悪化するおそれがないとする。
予報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上		気象条件等により判断して、前日から汚染が予測されるとき
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値≥0.15ppm	2.0ng/m ³ 以上×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.5ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあるとき
警報	(A) 注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注記報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.12ppm以上	0.12ppm以上
重大緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0ng/m ³ 以上×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	0.24ppm以上

- (注)
- 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。
 - 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。
 - オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。
 - 硫黄酸化物にかかる予報については、日没後の発令は行わないものとする。

資料2－30 緊急時の措置

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前　日 予　報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予　報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	1. 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。 2. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫黄酸化物排出にかかる自主制限協力要請。	1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 2. 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。 3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 4. 炭化水素揮発防止について協力要請。	1. 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。 2. 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市役所に連絡する。 3. ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようする。 4. 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。 5. 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。 6. 動植物に異常を認めた者は、地方局、家畜保健衛生所又は市役所に連絡する。 7. 状況に応じて屋外燃焼を中止する。
警　報	1. 別表第2の(A)の場合 協力対象工場（大口ばい煙排出者）に対して、通常排出量の50%削減勧告 2. 別表第2の(B)の場合 協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請 3. その他については注意報時と同じ。	同　上	
重　大 緊急時	1. 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令（法第23条第2項、条例第26条） 2. その他については注意報時と同じ。	1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令（法第23条第2項、条例第26条） 2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請（法第23条第2項） 3. その他については注意報時と同じ。	